

【指定居宅介護支援事業者が介護予防支援の指定を受けるまでの流れ】

介護予防支援事業を行うには、事業所ごとに所在市町村の指定を受ける必要があります。
指定申請にあたっては、下記の流れを参考に手続きを行ってください。

1 指定申出の受付時期と指定日

指定の申出期間と期間ごとの指定日は次のとおりです。

期間	申出受付期間	指定日
前期	毎年4月～5月	9月1日付け
後期	毎年11月～12月	4月1日付け

※申出受付期間後の申出分は、次期受付分として取り扱います。

2 申出から指定までの流れ

	実施項目	期日 (上段前期・下段後期)	備 考
事業所の 手続き	事前相談票 ・ 意向申出書の 提出	4月・5月中 11月・12月中	○ 介護予防支援の指定を受けるためには、申請者の要件（事業目的の明確化等）のほか、市条例で定める人員や設備、運営に関する基準等を満たしている必要があります。 ○ 要件を確認のうえ、「事前相談票（介護予防支援用）」及び「意向申出書」を作成し、提出してください。 ※提出方法はメール、FAX、郵送、持参のいずれも可。
	指定手数料の 納付	納入通知書の 納期限内	○ 事前相談票及び意向申出書の内容を介護保険課で確認後、事業所に対して納入通知書（納付書）を発送します。金融機関で手数料を納付してください。 * 納付書発送時期（目安）…前期分：6月上旬 後期分：1月上旬 ※1 納入通知書の期限切れに注意してください。 ※2 申請書類提出後、指定申請を取りやめる場合や、審査の結果、指定ができない場合であっても手数料は返還できませんのでご注意ください。
	申請書類 の提出	<u>7月1日まで</u> <u>2月1日まで</u>	○ 手数料の納付後、領収書の写しを添えて、左記の期限までに <u>指定申請書類を提出してください。</u> ○ 提出の際は、申請者控えとして申請書一式の写しを必ず保管してください。 ○ 指定申請は、同一法人であっても、 <u>事業所ごと</u> に行う必要があります。

介護保険課の 手続き	書類審査	随時審査	○ 申請内容が指定基準等を満たしているか確認するため、 <u>書類審査</u> を行います。
	地域包括支援センター運営部会から意見聴取	7月下旬（予定）	○ <u>介護保険法第115条の22第4項の規定に基づき、意見聴取</u> ○ 地域包括支援センター運営部会から指定にあたっての意見を聴取します。※意見や質問等があった場合は、別途お知らせします。
		2月下旬（予定）	
	現地確認	必要時※	※ 介護予防支援の指定にあたり、居宅介護支援事業所の平面図の変更を行う場合は実施します。
	指 定	<u>9月1日付指定</u>	○ 事業所番号は居宅介護支援事業所と同一のもので指定します。（希望に応じて別番号も可）
<u>4月1日付指定</u>		○ 指定決定がなされた時点で、指定通知書を郵送します。 ○ <u>指定の有効期間は6年間</u> です。当該有効期間を更新するには、 <u>更新申請が必要</u> となります。	
公 示 ・ 情報提供	指定後	○ 指定事業者名、事業所名、所在地、サービスの種類等を公示し、併せて長岡市ホームページに掲載します。 ○ 新潟県介護保険事業者台帳へ事業者情報を登録し、新潟県国民健康保険団体連合会へ情報提供します。	

3 指定手数料

指定申請にあたっては、長岡市手数料条例（平成12年長岡市条例第3号）に基づき、下記の指定手数料が必要となります。

意向申出書を確認後、納入通知書を発送しますので、最寄りの金融機関で納付してください。

手数料の名称	手数料の額
指定介護予防支援事業者指定手数料 (居宅介護支援と同一の事業所で実施する場合)	8,700円

4. 指定申請に関する問い合わせ・書類提出先

長岡市福祉保健部 介護保険課 介護事業推進係

〒940-8501

新潟県長岡市大手通1丁目4番地10

電 話 : 0258-39-2245 (直通)

F A X : 0258-39-2278

E-mail : kaigo@city.nagaoka.lg.jp